

公益財団法人防衛基盤整備協会 役員及び評議員等の 報酬等並びに費用に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛基盤整備協会(以下「当協会」という。)定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、もって、当協会運営の妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益法人法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)をいう。
- (2) 役員 理事及び監事をいい、評議員、常任評議員及び評議員選定委員会委員長と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員 理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益法人法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。ただし、非常勤役員等への委託契約代価を含まない。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

なお、報酬等と費用は明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、役員等に対し次の各号に掲げる報酬等を支給する。ただし、本人が辞退した場合はこの限りではない。

- (1) 常勤役員には、別表第1常勤役員俸給表(月額)に基づく報酬を支給するとともに、当協会事業につき特別の貢献をした常勤役員については、報奨として理事会及び評議員会決議により定めた額の報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員のうち、非常勤理事には別表第2非常勤理事手当に定める額を、監事には別表第3監事俸給表(月額)に定める額を支給する。
- (3) 評議員には、別表第4評議員手当に定める額を支給する。

- (4) 定款第13条第2項に規定する評議員選定委員(委員長を含む。)には、別表第5評議員選定委員手当に定める額を支給する。
- (5) 評議員会に設置された委員会の長及び常任評議員には、別表第6常任評議員等手当に定める額を支給する。
- (6) 役員等に対して、当協会から特別の任務として、当協会が設置した委員会の委員、講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別表第7委員謝金、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。また、これによりがたい場合は、理事長が別に定める部外講師等に対する謝金の基準に基づき、支給することができる。ただし、役員等に調査研究を委託する場合は、契約を締結し、相当の代価を支払う。
- (7) 役員等には、役員賞与を支給しない。
- (8) 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、退職手当を支給する。
- (9) 非常勤理事が非常勤職員として勤務した場合は、別表第8非常勤理事の非常勤職員手当に定める額を支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当協会の常勤役員の定例報酬月額、別表第1のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、俸給表のうちから理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬等の支払)

第5条 常勤役員及び監事に対する定例報酬は毎月25日とする。ただし、監事に対する定例報酬は当人の申し出により、各月の支給額を取り纏めて当該年度の3月25日に支給することができる。

- 2 常勤役員及び監事に対する定例報酬の支給方法は、公益財団法人防衛基盤整備協会職員給与規則(平成24年防基理第9号)の規定を準用する。
- 3 退職手当及び功労金は、直近の理事会の終了後速やかに支給する。
- 4 非常勤理事及び評議員並びに評議員選定委員会委員の報酬は、会議終了後速やかに支払うものとする。

(退職手当)

第6条 退職手当は、常勤役員として勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 退職手当の額は、以下に掲げる計算によるものとし、理事会の承認を得て決定するものとする。

- (1) 退職の日における当該役員の報酬月額に10分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)に在職月数(96月を上限とする。)を乗じて得られた額を上限とする。
 - (2) 在職期間1月未満の日数は、切り捨てるものとする。
 - (3) 在職期間が1年に満たない者には、支給しない。
- 3 第1項に該当する者で、以下の各号に掲げる要件に2以上該当し、理事会がその功労を認める者には、功績の内容、社会情勢及び当協会の財政事情等を考慮し、前項の額の10分の3を上限とする功労金を支給することができる。
- (1) 当協会の経営基盤の強化に貢献
 - ① 勘定区分上の当期経常増減額について複数年にわたり継続的に状況を改善
 - ② 基本財産又は特定資産の大幅な増額を可能とし、当該状況を複数年にわたり維持
 - (2) 社会的ニーズへの対応
 - ① 社会的ニーズに応えた新たな公益目的事業を創設し継続的に実施
 - ② 当協会の業務に関し社会的功績を挙げ、当協会の社会的地位の向上に貢献
 - (3) 当協会の活動の継続に貢献
 - ① 所掌事業に関し在職期間中の過半の年度において当期経常増減額について継続的に状況を改善
 - ② 業務上の事故・災害等の非常事態対応や財産保護活動の主導その他当協会の活動の継続のために特に評価すべき貢献
 - ③ 事業構成や各種制度、財産管理等、当協会の活動の基本的枠組みの改善に係る企画・実行のために特に評価すべき貢献
- なお、いずれの場合であっても、該当する者が主導的に活動したことが要件であって、主導的に活動した者と単に上下関係にあったというだけ、あるいは、そのポストに在籍したということだけでは該当しない。

(費用)

- 第7条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その支給は6月を単位に第5条第1項及び同条第2項の例による。

(公 表)

第8条 当協会は、この規則をもって公益法人法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第9条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人防衛基盤整備協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から適用する。
- 2 この規則の適用日以前に役員に選出されている者については、第6条第2項第1号「在職月数(96月を上限とする。)」は適用しない。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

常勤役員俸給表

号 俸	月 額
1 号	119万1千円
2 号	95万3千円
3 号	87万2千円
4 号	79万4千円

別表第2

非常勤理事手当

非常勤理事	理事会1回につき1万5千円
-------	---------------

別表第3

監事俸給表(月額)

代表監事	4万円
監 事	3万円

別表第4

評議員手当

評 議 員	評議員会又は評議員会に設置された委員会出席 1回につき 1万5千円
-------	--------------------------------------

別表第5

評議員選定委員手当

評議員選定委員会 委員長	会議出席1回につき2万円
評議員選定委員会 委員	会議出席1回につき1万5千円

別表第6

常任評議員等手当

常任評議員	執務1日につき2万円
評議員会に設置された委員会の長	会議出席1回につき2万円

別表第7

委員謝金、講師謝金及び執筆謝金

委 員 謝 金	委員会出席1回につき1万5千円
講 師 謝 金	講師1回2時間につき1万5千円
執 筆 謝 金	400字詰め原稿用紙1枚につき500円

別表第8

非常勤理事の非常勤職員手当

非常勤職員手当	勤務1時間につき3千円
---------	-------------